

かながわサポートケア企業認証実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、従業員の仕事と介護の両立を積極的に支援する企業等を県が認証し、広く県民や企業等に周知することで、企業等における仕事と介護の両立に向けた職場環境の整備を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業等 神奈川県内に本社、本店又は事業の拠点があり、県内において事業活動を行う企業、団体等をいう。
- (2) 仕事と介護の両立に向けた職場環境の整備 従業員が家族の介護を行いやすくするために、介護休業や介護休暇等の社内制度化や制度の利用促進を図る取組など、事業主が講じる措置をいう。

(申請できる企業等の資格)

第3条 企業等のうち、申請をする時点において、次の各号の要件を満たすもの。

- (1) 神奈川県税の未納がないこと。
- (2) 神奈川県暴力団排除条例第2条第4号で定める暴力団員等又は第5号で定める暴力団経営支配法人等に該当しないこと。
- (3) 関係法令に違反がないこと。
- (4) その他の法令に重大な違反がないこと。

(申請)

第4条 申請にあたっては、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 認証申請書（第1号様式）
- (2) 神奈川県税の未納がないことを証する書類
- (3) 役員等氏名一覧表（第3号様式）
- (4) 就業規則その他これに準ずるものの写し
- (5) (4)のほかに、認証基準を満たしていることを証する書類
- (6) 誓約書（第4号様式）
- (7) その他知事が必要と認める書類

(かながわサポートケア企業認証基準)

第5条 知事は、前条の申請があった場合には、次の基準に適合すると認めるときは、「か

ながわサポートケア企業」として認証しなければならない。

- (1) 介護休業、介護休暇等に係る制度を社内制度として明確に定めていること。
- (2) 仕事と介護の両立支援に関する社内の担当者を明確にしていること。
- (3) 仕事と介護の両立に向けた雇用環境の整備に係るアからウの取組を1つ以上実施していること。

ア 経済的な支援制度の設置

イ 再雇用特別措置等の設置

ウ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）で定める介護休業制度、介護休暇制度を上回る対象者、期間、回数等の制度を、社内制度として明確に規定

- (4) 前各号で定める制度や措置等について、従業員の利用を促進するため、研修等を実施していること。

2 前項に掲げる具体的な認証基準の項目は別紙「かながわサポートケア企業認証基準項目」に定めるとおりとする。

3 知事は、第1項の審査のために必要があると認められるときは、認証の申請を行った企業等について、関係機関に照会を行うことができる。

(認証)

第6条 知事は、前条の審査の結果、認証基準に適合すると認めるときは、申請者に対してかながわサポートケア企業認証書（第5号様式）を交付し、認証基準に適合しないと認めるときは、かながわサポートケア企業不認証決定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

2 認証の有効期限は、認証日から3年とする。

(認証内容の変更)

第7条 前条の規定により認証を受けた者（以下、「認証企業」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにかながわサポートケア企業に係る認証事項変更等報告書（第7号様式）により知事に報告しなければならない。

- (1) 認証企業の名称又は代表者を変更したとき。
- (2) 認証企業の所在地を変更したとき。
- (3) 認証企業の連絡先を変更したとき。
- (4) 申請時に提出した就業規則や証明書類等を変更したとき。
- (5) その他申請時の内容に変更が生じたとき。

(認証の表示)

第8条 認証企業は、認証企業であることを証する別に定めるシンボルマークを使用する

ことができる。

- 2 前項のシンボルマークを使用する場合は、事前にかながわサポートケア企業に係るシンボルマーク使用届（第8号様式）を知事に提出しなければならない。

（認証の更新）

第9条 認証企業は、認証の更新を希望する場合には、有効期限の終期の1か月前から15日前までの間に、申請を行うものとする。

- 2 前項の手続等については、第4条から第6条を準用する。ただし、第4条の各号に定める書類のうち、第1号に定める様式に代わり、認証更新申請書（第2号様式）を使用するものとし、第4号、第5号及び第7号については、初回認証の際に満たした第5条に定める認証基準に関する申請内容に変更があった場合のみ提出するものとする。

（認証の取消）

第10条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、認証を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請によるものであったとき。
- (2) 認証企業が第3条に規定する資格に該当しないと認められたとき。
- (3) 認証企業から、認証の取消について申出があったとき。
- (4) 認証対象が第5条に規定する認証基準に適合しないと認められたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、当事業の運用に重要な支障をきたす行為があったとき。

- 2 知事は、前項の規定により認証を取り消したときは、認証企業に対して通知する。

（再申請）

第11条 前条第1項に基づき認証を取り消された企業等は、第5条の要件を満たしたとき、第4条の規定に基づき、再度認証の申請をすることができる。ただし、次のいずれかに該当する場合は、前条による取消しを受けた日の翌日から2年間は申請することができない。

- (1) 前条第1項第1号及び第2号により認証を取り消されたとき。
- (2) 前条第1項第4号及び第5号により認証を取り消されたときで、かつ、申請者に重大な瑕疵があると知事が認めるとき。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月11日から施行する。

別紙(要綱第5条第2項関係)

かながわサポートケア企業認証基準項目

区分	項目内容
1	<p>法第11条 第1項及び第2項、第15条関係 要介護状態にある対象家族の介護を行う場合について、原則である、93日間、3回を限度とする介護休業制度を、就業規則(従業員が10人未満で就業規則がない場合は準じたもの。以下同じ)に規定していること(認証基準項目19に該当する場合は、必須項目としない。)</p>
2	<p>法第11条 第1項ただし書関係 有期雇用契約者がいる場合について、法の定める条件の者への介護休業を就業規則に規定していること</p>
3	<p>法第12条 第2項関係 介護休業を拒むことが出来る場合について、労使協定等により適切に除外していること</p>
4	<p>法第16条の5関係 要介護状態にある対象家族の介護等を行う場合について、原則である、1年度5日(対象家族が2人以上の場合は10日)を限度とする時間単位の介護休暇を、就業規則に規定していること(認証基準項目19に該当する場合は、必須項目としない。)</p>
5	<p>法第16条の6 第2項関係 介護休暇を拒むことが出来る場合について、労使協定等により適切に除外していること</p>
6	<p>法第16条の9関係 要介護状態にある対象家族の介護を行う場合について、所定外労働の制限を、就業規則に規定していること</p>
7	<p>法第16条の9関係 所定外労働の制限を請求できない者を定める場合について、労使協定等により適切に定めていること</p>
8	<p>法第18条関係 要介護状態にある対象家族の介護を行う場合について、時間外労働の制限を、就業規則に規定していること</p>
9	<p>法第20条関係 要介護状態にある対象家族の介護を行う場合について、深夜業の制限を、就業規則に規定していること</p>
10	<p>法第21条 第2項関係 介護休業の申出があったとき、当該従業員に係る取扱い(待遇、労働条件、社会保険料労働者負担分の支払い方法等)を書面により明示していること</p>
11	<p>法第23条 第3項関係 要介護状態にある対象家族の介護を行う場合について、1日の所定労働時間の短縮、又はフレックスタイム制、或いは時差出勤(以下、「所定労働時間の短縮等」という)を、3年以上、2回以上取得できるよう、就業規則に規定していること</p>
12	<p>法第23条 第3項ただし書関係 所定労働時間の短縮等の措置を講じない者を定める場合について、労使協定等により適切に定めていること</p>

必須項目

区分	項目内容	
	13	法第29条関係 職業家庭両立推進者を、適切に選任していること
必須項目	14	法第29条関係 職業家庭両立推進者選任届を、適切に都道府県労働局長あて提出していること
	15	従業員の仕事と介護の両立に関する実態把握やニーズ把握をしていること(申請日前1年以内の実施) または、申請日前1年以内に、従業員が介護休業を取得した実績があること
	16	従業員に対して、仕事と介護の両立に関する理解を深める研修等を、年1回以上、実施していること
(い ず 選 れ 択 か 項 目 つ)	17	法第23条 第3項・規則第74条 第3項第3号関係 要介護状態にある対象家族の介護を行う場合について、当該従業員に代わって介護するサービスの費用の助成等、経済的な支援制度を設けていること
	18	法第27条関係 家族の介護を理由として退職した者について、再雇用特別制度等を設けていること
	19	家族の介護を行う場合について、法の介護休業制度を上回る対象者、期間、回数等の休業制度及び法の介護休暇制度を上回る対象者、日数、中抜けありの休暇制度を、就業規則に規定していること

法: 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)
規則: 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則(平成3年労働省令第25号)
要綱: かながわサポートケア企業認証実施要綱

第1号様式（第4条関係）

かながわサポートケア企業に係る認証申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

(申請者)
郵便番号
所在地
名称
代表者 職・氏名
電話番号

かながわサポートケア企業認証実施要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

1 申請者の概要

- (1) 県内にある本社、本店又は事業の拠点の名称及び所在地

[]

- (2) (1)に記載の各事業所における従業員数

[]

2 確認項目

かながわサポートケア企業認証実施要綱第3条に規定された資格を有している。

(適 ・ 不適)

3 添付書類

- (1) 神奈川県税（法人県民税、法人事業税）の未納がないことを証する書類
(2) 役員等氏名一覧表（第2号様式）
(3) 就業規則その他これに準ずるものの写し（1(1)に記載の各事業所に係るもの）
(4) (3)のほか、認証基準を満たしていることを証する書類（1(1)に記載の各事業所に係るもの）
(5) 誓約書（第3号様式）
(6) その他知事が必要と認める書類

()

(担当者連絡先)

部署名：

氏名：

電話番号：

第2号様式（第9条関係）

かながわサポートケア企業に係る認証更新申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

(更新申請者)
郵便番号
所在地
名称
代表者 職・氏名
電話番号

かながわサポートケア企業認証実施要綱第9条の規定により、次のとおり認証の更新を申請します。

1 下記「適・不適」「有・無」の当てはまるものに○をつけてください。

①確認項目

かながわサポートケア企業認証実施要綱第3条に規定された資格を引き続き有している。(適 ・ 不適)

②確認項目

要綱第5条に定める認証基準について、認証に関する申請内容に初回申請時から変更となった項目がある。(有 ・ 無)

2 添付書類 ※(1)～(3)は提出必須。(4)～(6)は基準項目に関する申請内容に初回申請時から変更となった場合のみ提出。

- (1) 神奈川県税（法人県民税、法人事業税）の未納がないことを証する書類
 - (2) 役員等氏名一覧表（第3号様式）
 - (3) 誓約書（第4号様式）
 - (4) 就業規則その他これに準ずるものの写し（各事業所に係るもの）
 - (5) (4)のほかに、認証基準を満たしていることを証する書類（各事業所に係るもの）
 - (6) その他知事が必要と認める書類
- ()

(担当者連絡先)

部署名：
氏名：
電話番号：

第3号様式（第4条関係）

役員等氏名一覧表

年 月 日現在の役員

役職名	氏名	氏名のカナ	生年月日 (大正T, 昭和S, 平成H)	性別 (男・女)	住所
代表者			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		

記載された全ての者は、代表者又は役員に暴力団員がないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意しております。

名称

代表者職・氏名

第4号様式（第4条関係）

誓 約 書

年 月 日

神奈川県知事殿

（申請者）
郵便番号
所在地
名称
代表者 職・氏名
電話番号

かながわサポートケア企業の申請にあたり、次のとおり誓約します。

- 1 申請内容について（※更新の場合は「更新内容について」）
かながわサポートケア企業認証実施要綱第4条（更新の場合は「第9条」）に規定する申請事項（更新の場合は「更新事項」）に虚偽がないこと
- 2 企業・団体について
かながわサポートケア企業認証実施要綱第3条に規定する資格に該当すること



かながわサポートケア企業


認 証 書

（名称）

貴（社・所）は、職場環境を整備し、従業員の仕事と介護の両立を積極的に支援していると認められますので、かながわサポートケア企業として認証します。

認 証 日：令和 年 月 日

有効期限：令和 年 月 日

神奈川県知事（氏 名） 

第6号様式（第6条関係）

かながわサポートケア企業不認証決定通知書

雇労第 号
年 月 日

申請者名
代表者 職・氏名 様

神奈川県知事

令和 年 月 日付けで申請のあったことについては、かながわサポートケア企業
認証実施要綱第6条の規定に基づき、下記の理由により、認証しないことと決定した
ので、通知します。

記

(理由)

第7号様式（第7条関係）

かながわサポートケア企業に係る認証事項変更等報告書

年 月 日

神奈川県知事 様

郵便番号
所在地
名称
代表者 職・氏名
電話番号

年 月 日付け第 号で認証を受けた事項について、かながわサポートケア企業認証実施要綱第7条の規定により、次のとおり報告します。

変更事項	<input type="checkbox"/> 認証企業の名称又は代表者 <input type="checkbox"/> 認証企業の所在地 <input type="checkbox"/> 認証企業の連絡先 <input type="checkbox"/> 就業規則や証明書類等 <input type="checkbox"/> 申請時の内容等
変更年月日	年 月 日
変更前	
変更後	

※就業規則、証明書類等や申請時の内容を変更した場合は、変更後の就業規則や証明書類等を添付してください。

第8号様式（第8条関係）

かながわサポートケア企業に係るシンボルマーク使用届

年 月 日

神奈川県知事 様

郵便番号
所在地
名称
代表者 職・氏名
電話番号

年 月 日付け第 号で認証を受けた事項について、かながわサポートケア企業認証実施要綱第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

〔使用する場所〕

- HPへの掲載
- 会社案内、パンフレット等への掲載
- 商品、製品等のパッケージへの掲載
- 企業等で実施しているオフィシャルのSNS
- その他（ ）

※ シンボルマーク使用イメージがわかる書類を添付してください。